

登記相談について 事前予約制を御利用ください

甲府地方法務局では、お客様の待ち時間を少なくし、より効率的な行政サービスを提供することができるよう、平成28年1月4日（月）から、登記相談の**事前予約制**を実施しています。

予約を希望されるお客様は、電話又は窓口により、管轄法務局又は最寄りの法務局へお問い合わせください。

登記相談においては、事前に予約されたお客様を優先させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

〈登記相談受付時間〉

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く。）

午前9時から午前11時30分まで（相談時間は午前12時まで）

午後1時から午後4時まで（相談時間は午後4時30分まで）

問い合わせ先	電話番号
甲府地方法務局（本局）	055-252-7151（代表）
鰍沢支局	0556-22-0148
大月支局	0554-22-0799
韮崎出張所	0551-22-0370
吉田出張所	0555-22-0025

山梨県内の**会社・法人登記**は、**本局**が管轄となります。

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請する行為は、法律に違反する場合があります。

<お客様へのお願い>

- ①登記相談では、登記申請書の作成方法や必要書類等について御案内いたします。お客様自身が判断すべき法律上の問題については、お答えできません。
- ②相談時間は、**20分以内**です。
- ③登記相談員が登記申請書の作成を行うものではありません。登記申請書の作成は、書式例等を参考にお客様自身で行っていただく必要があります(**相談窓口での作成はご遠慮願います**)。
- ④登記相談では、お客様が作成された登記申請書の内容についての事前審査は行っておりません。内容の審査については、登記申請書が法務局の受付に提出された後に登記官が行います。
- ⑤法務局の受付に提出された登記申請書において、内容の不備や不足書類があった場合には、担当職員から連絡があります。

登記の申請書や添付する書類については、法務省ホームページに様式と説明が掲載されています。こちらを御利用いただければ、登記の相談を受けなくとも登記の申請ができる場合もありますので、ぜひ法務省ホームページを御活用ください。

一般的なインターネット検索サイトを活用して、

- 1 不動産登記の場合は、
「不動産登記申請書」等のキーワードで検索して、
[法務省のホームページ](#)から必要な登記の種類を選択します。
- 2 会社や法人の登記の場合は、
「商業法人登記申請書」等のキーワードで検索して、
[法務省のホームページ](#)から必要な登記の種類を選択します。

甲府地方法務局